

鳥取県公報

平成19年3月30日(金) 号外第68号

毎週火・金曜日発行

			目	次
◇ 人委	見則 職員の	7初任給、	昇格、	、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則
	(12)	(給与課)		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
	通勤	F当の支給	に関す	する規則の一部を改正する規則(13)(〃)・・・・・・・・・12

管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則 (14) ($^{\prime\prime}$)・・・・・・・・17

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 子

鳥取県人事委員会規則第12号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第1条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号)の一部を次 のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動条項 等」という。) に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この 条において「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動 条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下この条において「削除条項等」 という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下この 条において「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに削除条項等を除く。以下この条において 「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに追加条項 等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部 分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応す る改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後 改正前

目次

第1章~第3章 略

第4章 昇給(第10条-第16条)

第5章及び第6章 略

附則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和|第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和 26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。) 第4条及び第18条の規定、職員の育児休業等に関す る条例(平成4年鳥取県条例第6号)第6条及び第 12条の規定並びに公益法人等への職員の派遣等に関 する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益 法人等派遣条例」という。) 第6条、第7条第4項 及び第16条の規定に基づき、職員の初任給、昇格、 昇給等に関する基準を定めるものとする。

目次

第1章~第3章 略

第4章 昇給(第10条-<u>第16条の2</u>)

第5章及び第6章 略

附則

(目的)

26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。) 第4条及び第18条の規定、職員の育児休業等に関す る条例(平成4年鳥取県条例第6号)第6条及び第 12条の規定並びに公益法人等への職員の派遣等に関 する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益 法人等派遣条例」という。) 第6条、第7条第4項 及び第16条の規定に基づき、職員の初任給、昇格、 昇給等に関する基準を定めることを目的とする。

(昇格)

第8条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、│第8条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、 かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い、そ の者の属する職務の級を1級上位の職務の級(次の 各号に掲げる給料表の適用を受ける職員の区分に応 じ、その職務の級を当該各号に定める級以上に昇格 (次項において「特定昇格」という。)をさせる場 合で人事委員会が定めるとき及び任用の事情等を考 慮して人事委員会が必要と認めるときに限り、上位 の職務の級)に決定するものとする。この場合にお いて、その職務の級について必要経験年数及び必要 在級年数が定められているときは、そのいずれかを 資格基準とする。

(1)~(8) 略

- 2 第7条各号に掲げる者から引き続いて職員となっ た者について特定昇格をさせる場合で任用の事情等 を考慮して任命権者が特に必要と認めるときは、前 項後段の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会 の承認を得て、人事委員会が別に定める資格基準に よることができる。
- 3 第1項の規定により職員を昇格させる場合には、 その者の勤務成績が良好であることが明らかでなけ ればならない。
- <u>4</u> <u>第1項</u>の規定による昇格は、現に属する職務の級 <u>2</u> <u>前項</u>の規定による昇格は、現に属する職務の級に に1年以上在級していない職員については行うこと ができない。ただし、職務の特殊性等によりその在 級する年数が1年に満たない者を特に昇格させる必 要がある場合で、あらかじめ人事委員会の承認を得 たときは、この限りでない。

5 略

(特別な場合の昇給日)

- 第10条 給与条例第4条第5項ただし書の人事委員会|第10条 給与条例第4条第5項の人事委員会規則で定 規則で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同 項ただし書の人事委員会規則で定める日はそれぞれ 当該各号に定める日とする。
 - (1) 勤務成績が良好である職員が次のいずれかに 該当する場合 それぞれ次に定める日
 - ア 業務成績の向上、能率増進、発明考案等によ り職務上特に功績があったことにより表彰又は 顕彰を受けた場合 表彰又は顕彰を受けた日か ら同日の属する月の翌月の初日までの日
 - イ 職制若しくは定員の改廃又は予算の減少によ り廃職又は過員を生じたことにより退職する場

(昇格)

かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い、そ の者の属する職務の級を1級上位の職務の級(次の 各号に掲げる給料表の適用を受ける職員の区分に応 じ、その職務の級を当該各号に定める級以上に昇格 させる場合で人事委員会が定めるときに限り、上位 の職務の級)に決定するものとする。この場合にお いて、その職務の級について必要経験年数及び必要 在級年数が定められているときは、そのいずれかを 資格基準とする。

(1)~(8) 略

- 1年以上在級していない職員については行うことが できない。ただし、職務の特殊性等によりその在級 する年数が1年に満たない者を特に昇格させる必要 がある場合で、あらかじめ人事委員会の承認を得た ときは、この限りでない。
- 3 略

(昇給日)

める日は、第14条又は第15条に定めるものを除き、 毎年1月1日(以下「昇給日」という。)とする。

合 退職の日

- (2) 職員が次のいずれかに該当する場合で人事委 員会の承認を得たとき それぞれ次に定める日
 - ア 公務のため死亡し、負傷し、又は疾病にかか り退職する場合(イに該当する場合を除く。) 退職の日
 - <u>イ</u> 生命をとして職務を遂行し、そのために死亡 し、負傷し、又は疾病にかかり退職する場合 退職の日
 - ウ ア及びイとの均衡上、特に必要があると人事 委員会が認める場合 人事委員会が定める日

(勤務成績の証明)

第11条 給与条例第4条第5項本文の規定による昇給 | 第11条 給与条例第4条第5項の規定による昇給(第 は、当該職員の勤務成績について、その者の職務に ついて監督する地位にある者の証明を得て行わなけ ればならない。この場合において、当該証明が得ら れない職員は、昇給しない。

(初任層職員)

第12条の2 給与条例第4条第6項の行政職給料表の|第12条の2 給与条例第4条第6項の行政職給料表の 適用を受ける職員でその職務の級が2級以下である もののうち人事委員会規則で定める職員及び同表以 外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級が これに相当するものとして人事委員会規則で定める 職員は、給与条例第4条第5項本文に規定する日(以 下「昇給日」という。) の前日に属する職務の級が その者に適用される給料表の区分に応じ、特定級号 給表(別表第13)の職務の級欄に定める職務の級で ある職員であって、次に掲げる職員以外のもの(部 局内の他の職員との均衡上特に必要があるとしてあ らかじめ人事委員会の承認を得た職員を含む。昇給 号給数表(別表第14)において「初任層職員」とい う。) とする。

- (1) 略
- (2) 新たに職員となった日後の期間(以下この条 において「採用後期間」という。) が特定級号給 表の適用年数欄に掲げる年数(以下「適用年数」 という。)を超える職員
- (3)及び(4) 略

(昇給区分及び昇給の号給数)

(勤務成績の証明)

14条又は第15条に定めるところにより行うものを除 く。第13条において同じ。) は、当該職員の勤務成 績について、その者の職務について監督する地位に ある者の証明を得て行わなければならない。この場 合において、当該証明が得られない職員は、昇給し ない。

(初任層職員)

適用を受ける職員でその職務の級が2級以下である もののうち人事委員会規則で定める職員及び同表以 外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級が これに相当するものとして人事委員会規則で定める 職員は、昇給日の前日に属する職務の級がその者に 適用される給料表の区分に応じ、特定級号給表(別 表第13)の職務の級欄に定める職務の級である職員 であって、次に掲げる職員以外のもの(部局内の他 の職員との均衡上特に必要があるとしてあらかじめ 人事委員会の承認を得た職員を含む。昇給号給数表 (別表第14)において「初任層職員」という。)と する。

- (1) 略
- (2) 新たに職員となった日以後の期間(以下「採 用後期間」という。) が特定級号給表の適用年数 欄に掲げる年数(以下「適用年数」という。)を 超える職員
- (3)及び(4) 略

(昇給区分及び昇給の号給数)

第13条 職員を給与条例第4条第5項本文の規定によ 第13条 職員を給与条例第4条第5項の規定による昇

る昇給をさせる場合の号給数は、当該職員の勤務成 績に応じて決定される昇給の区分(以下この条にお いて「昇給区分」という。) に応じて昇給号給数表 に定める号給数とする。

2 略

- 3 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定 3 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定 にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定す るものとする。
 - (1) 人事委員会が定める事由以外の事由によって 昇給日前1年間(当該期間の中途において新たに 職員となった者にあっては、新たに職員となった 日から昇給日の前日までの期間。次号において「基 準期間」という。)の6分の1に相当する期間の 日数以上の日数を勤務していない職員(前項第5 号に掲げる職員に該当する職員及び次号に掲げる 職員を除く。) D

(2) 略

4 前項の規定により昇給区分を決定することとなる 職員について、その者の勤務成績を総合的に判断し た場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適 当であると認められるときは、同項の規定にかかわ らず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、当該昇 給区分より上位の昇給区分(A及びBの昇給区分を 除く。)に決定することができる。

5 略

- 6 前年の昇給日後に新たに職員となった者又は同日 6 前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の 後に第19条の規定により号給を決定された者の昇給 の号給数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規 定による号給数に相当する数に、その者の新たに職 員となった日又は号給を決定された日から昇給日の 前日までの期間の月数(1月未満の端数があるとき は、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じ て得た数(1未満の端数があるときは、これを切り 捨てた数)に相当する号給数(人事委員会が定める 職員にあっては、前各項の規定を適用したものとし た場合に得られる号給数を超えない範囲内で人事委 員会が定める号給数)とする。
- 7 第1項又は前項の規定による号給数が0となる職 員は、昇給しない。
- 8 第1項又は第6項の規定による昇給の号給数が、 昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号 数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給 (当該昇給日において職務の級を異にする異動又は

給をさせる場合の号給数は、当該職員の勤務成績に 応じて決定される昇給の区分(以下この条において 「昇給区分」という。) に応じて昇給号給数表に定 める号給数とする。この場合において、昇給区分を Eに決定された職員は、昇給しない。

- にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定す るものとする。
- (1) 人事委員会が定める事由以外の事由によって 昇給日前1年間(当該期間の中途において新たに 職員となった者にあっては、新たに職員となった 日から昇給日の前日までの期間。次号において「基 準期間」という。)の6分の1に相当する期間の 日数以上の日数を勤務していない職員(前項第5 号に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。)

(2) 略

4 前項の規定により昇給区分を決定することと<u>した</u> 場合に昇給区分がD又はEとなる職員について、そ の者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給 区分に決定することが著しく不適当であると認めら れるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ 人事委員会の承認を得て、当該昇給区分より上位の 昇給区分(A及びBの昇給区分を除く。)に決定す ることができる。

5 略

- 号給数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定 による号給数に相当する数に、その者の新たに職員 となった日から昇給日の前日までの期間の月数(1 月未満の端数があるときは、これを1月とする。) を12月で除した数を乗じて得た数(1未満の端数が あるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給 数(人事委員会が定める職員にあっては、人事委員 会が定める号給数)とする。この場合において、こ の項の規定による号給数が零となる職員は、昇給し ない。
- 7 第1項又は前項の規定による昇給の号給数が、昇 給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数 から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給 (当該昇給日において職務の級を異にする異動又は

は、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相 当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給 数は、第1項及び第6項の規定にかかわらず、当該 対は、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該相 相当する号給数とする。

第9条第1項に規定する異動をした職員にあって 第9条第1項に規定する異動をした職員にあって は、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相 当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給 当する号給数とする。

(表彰等による昇給)

- 第14条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいず れかに該当する場合には、人事委員会が定めるとこ ろにより、当該各号に定める日に、給与条例第4条 第5項の規定による昇給をさせることができる。
 - (1) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等によ り職務上特に功績があったことにより表彰又は顕 彰を受けた場合 表彰若しくは顕彰を受けた日か ら同日の属する月の翌月の初日までの日
 - (2) 職制若しくは定員の改廃又は予算の減少によ り廃職又は過員を生じたことにより退職する場合 退職の日

(特別の場合の昇給)

- 第15条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合に は、人事委員会の承認を得て、当該各号に定める日 に、給与条例第4条第5項の規定による昇給をさせ ることができる。
 - (1) 公務のため死亡し、負傷し、又は疾病にかか り退職する場合(次号に該当する場合を除く。) 退職の日
 - (2) 生命をとして職務を遂行し、そのために死亡 し、負傷し、又は疾病にかかり退職する場合 退 職の日
 - (3) 前2号との均衡上、特に必要があると人事委 員会が認める場合 人事委員会が定める日

(最高号給を受ける職員についての適用除外) 第16条 略

(昇給の特例)

第16条の2 略

(最高号給を受ける職員についての適用除外)

(昇給の特例)

第15条 略

第14条 略

第16条 削除

第5章 特別の場合における号給の決定

別表第1(第2条関係)

第5章 特別の場合における号給の決定

別表第1(第2条関係)

学歴免許等資格区分表

	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	T 守具恰区刀仪			
学歴免	許等の区分				
基準学 歴区分	学歴区分	学歴免許等の資格			
略					
2 短	略				
大卒	(2) 短大	ア及びイ 略			
	2 卒	ウ 学校教育法による高等学			
		校、中等教育学校、 <u>特別支</u>			
		援学校の専攻科(2年制の			
		短期大学と同程度とみなさ			
		れる修業年限2年以上のも			
		のに限る。) の卒業			
		エ~カ 略			
	略				
3 高	(1) 高校	ア 学校教育法による高等学			
校卒	専攻科卒	校、中等教育学校、 <u>特別支</u>			
		援学校の専攻科の卒業			
		イ略			
	(2) 高校	ア 学校教育法による高等学			
	3 卒	校若しくは中等教育学校又			
		は <u>特別支援学校</u> の高等部の			
		卒業			
		イ 略			
	略				
4 中	中学卒	ア 学校教育法による中学校			
学卒		若しくは <u>特別支援学校</u> の中			
		学部の卒業又は中等教育学			
		校の前期課程の修了			
		イ略			

備考 略

別表第3の4(第2条の4関係)

教育職給料表(1)級別資格基準表

3V 12 JAWWH.	11.50(1 /140)	73	100-		
職種	職務の級 学歴免許	1級	2級	3級	4級
略					
教諭、養護教諭、	略				
<u>栄養教諭</u> 及び講					
師(人事委員会					
が定めるものに					
限る。)					

学歴免許等資格区分表

	3 /11270,	
学歴免	許等の区分	24 TT 6 + 1 67 - 27 1 6
基準学 歴区分	学歴区分	学歴免許等の資格
略		
2 短	略	
大卒	(2) 短大	ア及びイ 略
	2 卒	ウ 学校教育法による高等学
		校、中等教育学校、 <u>盲学校、</u>
		³⁵ <u>聾学校又は養護学校</u> の専攻
		科(2年制の短期大学と同
		程度とみなされる修業年限
		2年以上のものに限る。)
		の卒業
		エ~カ 略
	略	
3 高	(1) 高校	ア 学校教育法による高等学
校卒	専攻科卒	校、中等教育学校、 <u>盲学校、</u>
		<u> ・ ディアを表現である。 ・ ディアを表現である。 ・ ディアを表現である。 ・ ディアを表現である。 ・ ディアを表現である。 ・ ディアを表現できる。 ・ ディアを表現できる。</u>
		科の卒業
		イ略
	(2) 高校	ア 学校教育法による高等学
	3 卒	校若しくは中等教育学校又
		は <u>盲学校、聾学校若しくは</u>
		<u>養護学校</u> の高等部の卒業
		イ略
	略	
4 中	中学卒	ア 学校教育法による中学校
学卒		若しくは <u>盲学校、聾学校若</u>
		<u>しくは養護学校</u> の中学部の
		卒業又は中等教育学校の前
		期課程の修了
		イ略

備考 略

別表第3の4(第2条の4関係)

教育職給料表(1)級別資格基準表

32(13 1-4)	112(1)1127	JJ / ~ 1F	· — ·		
職種	職務の級 学歴免許	1級	2級	3級	4級
略					
教諭、養護教諭	略				
及び講師 (人事					
委員会が定める					
ものに限る。)					

略

別表第3の5(第2条の4関係)

教育職給料表(2)級別資格基準表

職種	職務の級 学歴免許	1級	2級	3級	4級
略					
教諭、養護教諭、	略				
<u>栄養教諭</u> 及び講					
師(人事委員会					
が定めるものに					
限る。)					
略					

別表第6(第3条の2関係)

教育職給料表(1)初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
略		
教諭、養護教諭 <u>、栄養教</u>	略	
<u>諭</u> 及び講師(人事委員会		
が定めるものに限る。)		
略		

別表第7(第3条の2関係)

教育職給料表(2)初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
略		
教諭、養護教諭 <u>、栄養教</u>	略	
<u>諭</u> 及び講師(人事委員会		
が定めるものに限る。)		
略		

別表第14 (第12条の2、第13条関係)

昇給号給数表

		/ I WH - J WH			
昇給区分 職員の区分	Α	В	С	D	Е
一般特定職員	<u>7</u> 以上	<u>6</u> 又は <u>5</u>	3	2	0
一般職員	8以上	<u>6</u>	4	2	0
初任層職員	8以上	<u>7</u>	<u>5</u>	2	0
昇給抑制 職員	<u>4</u> 以上	3	2	1	0

略

別表第3の5(第2条の4関係)

教育職給料表(2)級別資格基準表

職種	、職務の級 学歴免許	1級	2級	3級	4級
略					
教諭、養護教諭	略				
及び講師 (人事					
委員会が定める					
ものに限る。)					
略					

別表第6(第3条の2関係)

教育職給料表(1)初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
略		
教諭、養護教諭及び講師	略	
(人事委員会が定めるも		
のに限る。)		
略		

別表第7(第3条の2関係)

教育職給料表(2)初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
略		
教諭、養護教諭及び講師	略	
(人事委員会が定めるも		
のに限る。)		
略		

別表第14 (<u>第12条の 2 ・第13条</u>関係)

昇給号給数表

71.11.2.11.2.12.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.								
昇給区分 職員の区分	A	В	С	D				
一般特定	<u>7 号給</u>	6 号給	3 号給	2 号給				
職員	以上	又は <u>5</u>						
		<u>号給</u>						
一般職員	8 号給	6 号給	4 号給	2 号給				
	以上							
初任層職	8 号給	<u>7 号給</u>	5 号給	2 号給				
員	以上							
昇給抑制	4 号給	3 号給	2 号給	1 号給				
職員	以上							

備考 略

備考 略

(人事委員会の事務局長に対する事務委任規則の一部改正)

第2条 人事委員会の事務局長に対する事務委任規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第19号)の一部を次のよ うに改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後

改正前

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第|第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第 261号)第8条第3項の規定に基づき、人事委員会 の権限に属する事務の一部を人事委員会の事務局長 (以下「事務局長」という。)に委任することに関 し必要な事項を定めるものとする。

(委任)

- 第2条 人事委員会は、次に掲げる事項を除き、その|第2条 人事委員会は、次に掲げる事項を除き、その 権限に属する事務を事務局長に委任する。
 - (1)~(30) 略
 - (31) 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する 規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号)第 3条第1項第2号、同条第2項、第7条、第7条 の2、<u>第8条第2項、第15条</u>又は第20条の規定に よる承認をすること。

(32)~(38) 略

(目的)

261号)第8条第3項の規定に基づき、人事委員会 の権限に属する事務の一部を人事委員会の事務局長 (以下「事務局長」という。)に委任することに関 し必要な事項を定めることを目的とする。

(委任)

- 権限に属する事務を事務局長に委任する。
 - (1)~(30) 略
 - (31) 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する 規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号)第 3条第1項第2号、同条第2項、第7条、第7条 の2、<u>第16条の2</u>又は第20条の規定による承認を すること。

(32)~(38) 略

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第3条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成18年鳥取県人事委員会規 則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改正前
附則	附則
(施行期日)	(施行期日)
1 略	1 略
(経過措置)	(経過措置)
2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(平成17年鳥取県条例第109号。以下「改正条例」	(平成17年鳥取県条例第109号。以下「改正条例」

という。) 附則<u>第9項、第18項</u>又は<u>第22項</u>の規定の という。) 附則<u>第10項、第20項</u>又は<u>第24項</u>の規定の

適用を受ける職員の級別資格基準については、平成 20年3月31日(改正条例附則第18項の規定の適用を 受ける者にあっては平成23年3月31日)までの間、 改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関す る規則別表第3の4又は別表第3の9の規定にかか わらず、なお従前の例による。

適用を受ける職員の級別資格基準については、平成 20年3月31日(改正条例附則第20項の規定の適用を 受ける者にあっては平成23年3月31日)までの間、 改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関す る規則別表第3の4又は別表第3の9の規定にかか わらず、なお従前の例による。

第4条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成18年鳥取県人事委員会規 則第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前				
附則別表(附則第3項関係)	附則別表(附則第3項関係)				
平成14年4月1日から 平成17年3月31日まで 平成21年4月1日	平成14年4月1日から 平成17年3月31日まで 平成21年1月1日				
平成17年4月1日から 施行日の前日まで 平成24年4月1日	平成17年4月1日から 施行日の前日まで 平成24年1月1日				

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条、第2条及び第4条の規定は、平成19年4月1日から

(平成19年4月1日における昇給の特例)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)における職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第 3号)第4条第5項本文の規定による昇給(以下「特例昇給」という。)については、改正後の職員の初任給、 昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「新規則」という。)第13条の規定は、適用しない。
- 3 特例昇給により職員を昇給させる場合の昇給の号給数は、新規則第11条に規定する勤務成績の証明に基づく ものとし、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める号給数とする。この場合において、 第3号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、人事委員会が定めるところにより行うものとする。
 - (1) 勤務成績が特に良好である職員 2以上
 - (2) 勤務成績が良好でない職員以外の職員(前号に掲げる職員を除く。) 1
 - (3) 勤務成績が良好でない職員 0
- 4 人事委員会が定める事由以外の事由によって平成19年1月1日から同年3月31日までの期間の2分の1に相 当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員(前項第3号に掲げる職員に該当する職員を除く。)は、 前項の規定にかかわらず、昇給しない。
- 5 前項の規定の適用を受ける職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に昇給させないことが 著しく不適当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、昇 給させることができる。
- 6 平成19年1月1日後に新たに職員となった者の昇給の号給数は、附則第3項の規定にかかわらず、0(人事 委員会が定める職員にあっては、1)とする。
- 7 附則第3項又は前項の規定による号給数が0となる職員は、昇給しない。
- 8 各任命権者において、附則第3項第1号に決定し、昇給させる号給数の総数は、人事委員会が定める範囲内

でなければならない。

(委任)

9 附則第2項から前項までに規定するもののほか、特例昇給に関して必要な事項は、人事委員会が定める。

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 佐 子 蔵 絢

鳥取県人事委員会規則第13号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動条項」という。)に対応する同 表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動後条項」という。)が存在する場合に は、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条 項(以下「追加条項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の 改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示並びに追加条項を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する 場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該 改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後

改正前

(趣旨)

26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。) 第10条の規定に基づき、通勤手当の支給に関し、必 要な事項を定めるものとする。

(支給範囲の特例)

- ることが著しく困難である職員は、次の各号のいず れかに該当する職員で、交通機関等を利用し、又は 自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困 難であると任命権者が認めるものとする。
 - (1) 住居又は勤務公署のいずれかが離島等にある 職員
 - (2) 地方公務員災害補償法施行規則(昭和42年自 治省令第27号)別表第3に定める程度の障害のた め歩行することが著しく困難な職員

(支給単位期間)

第5条の3 給与条例第10条第2項第1号に規定する|第5条の3 給与条例第10条第2項第1号に規定する 人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる 普通交通機関等(特別急行列車及び高速自動車国道 等(給与条例第10条第4項第2号に規定する高速自 動車国道等をいう。以下同じ。) 以外の交通機関等

(目的)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和 第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和 26年2月鳥取県条例第3号。以下「給与条例」とい う。)第10条の規定に基き、通勤手当の支給に関し、 必要な事項を定めることを目的とする。

(支給範囲の特例)

- 第5条 給与条例第10条第1項各号に規定する通勤す | 第5条 給与条例第10条第1項各号に規定する通勤す ることが著しく困難である職員は、次の各号の一に 該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自動車 等を使用しなければ通勤することが著しく困難であ ると任命権者が認めるものとする。
 - (1) 住居又は勤務公署のいずれかの1が離島等に ある職員
 - (2) 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121 号)別表に定める程度の障害のため歩行すること が著しく困難な職員

(支給単位期間)

人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる 普通交通機関等(特別急行列車及び高速自動車国道 等(給与条例第10条第4項第2号に規定する高速自 動車国道等をいう。以下同じ。) 以外の交通機関等 をいう。以下同じ。〉、特別急行列車又は高速自動│ をいう。以下同じ。〉、特別急行列車又は高速自動 車国道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とす る。

- (1) 通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。 以下「定期券」という。) を使用することが最も 経済的かつ合理的であると認められる普通交通機 関等、特別急行列車又は高速自動車国道等 当該 普通交通機関等、特別急行列車又は高速自動車国 道等において発行されている定期券の通用期間の うちそれぞれ6月を超えない範囲内で最も長いも のに相当する期間。ただし、特別急行列車に係る 通勤手当を支給されている場合であって、普通交 通機関等に係る定期券及び特別急行列車に係る定 期券が一体として発行されているときにおける当 該普通交通機関等にあっては、当該特別急行列車 に係る通勤手当に係る支給単位期間(給与条例第 10条第2項第1号に規定する支給単位期間をい う。以下同じ。) に相当する期間
- (2) 回数乗車券(これに準ずるものを含む。以下 「回数乗車券等」という。)を使用することが最 も経済的かつ合理的であると認められる普通交通 機関等、特別急行列車若しくは高速自動車国道等 又は第8条第1項第3号の人事委員会の定める普 通交通機関等 1月
- 2 略
- 第8条 給与条例第10条第2項第1号に規定する運賃 | 第8条 給与条例第10条第2項第1号に規定する運賃 等相当額(以下「運賃等相当額」という。)は、次 項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普 通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額 そ の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切 り捨てた額)とする。
 - (1) 略
 - (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的か つ合理的であると認められる普通交通機関等 当 該回数乗車券等の通勤21回分(交替制勤務に従事 する職員等にあっては、1月当たりの平均通勤所 要回数分)の運賃等の額
 - (3) 略
- 2 略

(駐車場の利用の基準)

第9条の2 略

- 2 略

車国道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とす る。

- (1) 通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。 以下「定期券」という。) を使用することが最も 経済的かつ合理的であると認められる普通交通機 関等、特別急行列車又は高速自動車国道等 当該 普通交通機関等、特別急行列車又は高速自動車国 道等において発行されている定期券の通用期間の うちそれぞれ6月を超えない範囲内で最も長いも のに相当する期間。ただし、特別急行列車又は高 速自動車国道等に係る通勤手当を支給されている 場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び 特別急行列車又は高速自動車国道等に係る定期券 が一体として発行されているときにおける当該普 通交通機関等にあっては、当該特別急行列車又は 高速自動車国道等に係る通勤手当に係る支給単位 期間(給与条例第10条第2項第1号に規定する支 給単位期間をいう。以下同じ。) に相当する期間 (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的か
- つ合理的であると認められる普通交通機関等、特 別急行列車若しくは高速自動車国道等又は第8条 第1項第3号の人事委員会の定める普通交通機関 等 1月

2 略

- 等相当額(以下「運賃等相当額」という。)は、次 項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普 通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額 そ の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切 り捨てた額)とする。
 - (1) 略
- (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的か つ合理的であると認められる普通交通機関等 当 該回数乗車券等の通勤21回分(交替制勤務に従事 する職員等にあっては、平均1月当たりの通勤所 要回数分)の運賃等の額
- (3) 略
- 2 略

(駐車場の利用の基準)

第9条の2 略

- 3 第1項各号列記以外の部分に規定する通勤するこ │3 第1項各号列記以外の部分に規定する通勤するこ

とが著しく困難である職員は、次の各号のいずれか とが著しく困難である職員は、次の各号のいずれか に該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自動 車等を使用しなければ通勤することが著しく困難で あると任命権者が認めるものとする。

(1) 略

(2) 地方公務員災害補償法施行規則別表第3に定 める程度の障害のため歩行することが著しく困難 な職員

(特定日における通勤に係る運賃等の額及び特別料金 等の算出の基準)

- 第9条の12 給与条例第10条第6項第1号イに規定す る1月の通勤に要する運賃等の額に相当する額は、 普通交通機関等に係る回数乗車券等の通勤21回分 (交替制勤務に従事する職員等にあっては、1月当 たりの平均通勤所要回数分)の運賃等の額(その額 に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨 てた額)とする。
- 2 給与条例第10条第6項第2号に規定する1月の通 勤に要する特別料金等の額は、特別急行列車に係る 回数乗車券等の通勤21回分(交替制勤務に従事する 職員等にあっては、1月当たりの平均通勤所要回数 分)の特別料金等の額(その額に1円未満の端数が あるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(支給日等)

第9条の13 略

2及び3 略

4 給与条例第10条第7項の人事委員会規則で定める 4 給与条例第10条第6項の人事委員会規則で定める 通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項 の人事委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の 区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1)~(3) 略

(返納の事由及び額等)

第10条の2 給与条例第10条第8項の人事委員会規則 第10条の2 給与条例第10条第7項の人事委員会規則 で定める事由は、通勤手当(1月の支給単位期間に 係るものを除く。) を支給される職員について生じ た次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)~(4) 略

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る給与条例第 2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る給与条例第 10条第8項の人事委員会規則で定める額は、次の各 号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額 とする。

(1) 略

に該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自動 車等を使用しなければ通勤することが著しく困難で あると任命権者が認めるものとする。

(1) 略

(2) 地方公務員災害補償法別表に定める程度の障 害のため歩行することが著しく困難な職員

(支給日等)

第9条の12 略

2 及び3 略

通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項 の人事委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の 区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1)~(3) 略

(返納の事由及び額等)

で定める事由は、通勤手当(1月の支給単位期間に 係るものを除く。) を支給される職員について生じ た次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)~(4) 略

10条第7項の人事委員会規則で定める額は、次の各 号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額 とする。

(1) 略

- (2) 1月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円 (2) 1月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円 を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応 じ、それぞれ次に定める額
 - ア イに掲げる場合以外の場合 5万5,000円に 事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後 の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に 掲げる事由に係る普通交通機関等についての払 戻金相当額のいずれか低い額(事由発生月が支 給単位期間に係る最後の月である場合にあって は、0円)
 - イ 第9条の13第4項第1号又は第2号に掲げる 通勤手当を支給されている場合 5万5,000円 に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第 2号に定める期間に係る最後の月までの月数を 乗じて得た額又はその者の利用するすべての普 通交通機関等についての払戻金相当額及び人事 委員会の定める額の合計額のいずれか低い額 (事由発生月が当該期間に係る最後の月である 場合にあっては、<u>0円</u>)
- 3 特別急行列車に係る通勤手当に係る給与条例第10 3 特別急行列車に係る通勤手当に係る給与条例第10 条第8項の人事委員会規則で定める額は、第1項第 2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由 に係る特別急行列車、同項第1号、第3号又は第4 号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利 用するすべての特別急行列車につき、使用されるべ き通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由 発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の 1に相当する額とする。
- 4 高速自動車国道等に係る通勤手当に係る給与条例 4 高速自動車国道等に係る通勤手当に係る給与条例 第10条第8項の人事委員会規則で定める額は、次の 各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める 額とする。
 - (1) 略
 - (2) 1月当たりの特別料金等2分の1相当額等が 2万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分 に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア イに掲げる場合以外の場合 2万円に事由発 生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月ま での月数を乗じて得た額又は第1項各号に掲げ る事由に係る高速自動車国道等についての払戻 金2分の1相当額のいずれか低い額(事由発生 月が支給単位期間に係る最後の月である場合に あっては、0円)
 - イ 第9条の13第4項第3号に掲げる通勤手当を 支給されている場合 2万円に事由発生月の翌

- を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応 じ、それぞれ次に定める額
- ア イに掲げる場合以外の場合 5万5,000円に 事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後 の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に 掲げる事由に係る普通交通機関等についての払 戻金相当額のいずれか低い額(事由発生月が支 給単位期間に係る最後の月である場合にあって は、零)
- イ 第9条の12第4項第1号又は第2号に掲げる 通勤手当を支給されている場合 5万5,000円 に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第 2号に定める期間に係る最後の月までの月数を 乗じて得た額又はその者の利用するすべての普 通交通機関等についての払戻金相当額及び人事 委員会の定める額の合計額のいずれか低い額 (事由発生月が当該期間に係る最後の月である 場合にあっては、零)
- 条第7項の人事委員会規則で定める額は、第1項第 2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由 に係る特別急行列車、同項第1号、第3号又は第4 号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利 用するすべての特別急行列車につき、使用されるべ き通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由 発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の 1に相当する額とする。
- 第10条第7項の人事委員会規則で定める額は、次の 各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める 額とする。
 - (1) 略
 - (2) 1月当たりの特別料金等2分の1相当額等が 2万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分 に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア イに掲げる場合以外の場合 2万円に事由発 生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月ま での月数を乗じて得た額又は第1項各号に掲げ る事由に係る高速自動車国道等についての払戻 金2分の1相当額のいずれか低い額(事由発生 月が支給単位期間に係る最後の月である場合に あっては、零)
 - イ 第9条の12第4項第3号に掲げる通勤手当を 支給されている場合 2万円に事由発生月の翌

月から同号に定める期間に係る最後の月までの 月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべ ての高速自動車国道等についての払戻金2分の 1 相当額及び人事委員会の定める額の合計額の いずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る 最後の月である場合にあっては、0円)

- に定める額を返納させる場合において、当該返納時 と事由発生月の翌月以降の費目が同一であるとき は、事由発生月の翌月以降の給与から当該額を差し 引くことができる。
- 6 第2項から第4項までの規定を適用した場合の額 がその者の利用した交通機関等の通勤方法等からみ て妥当性を欠くと人事委員会が認める場合にあって は、第2項から第4項までの規定にかかわらず、人 事委員会が定める額をそれらの規定による額とす る。

月から同号に定める期間に係る最後の月までの 月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべ ての高速自動車国道等についての払戻金2分の 1相当額及び人事委員会の定める額の合計額の いずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る 最後の月である場合にあっては、零)

5 給与条例第10条第8項の規定により職員に前3項 5 給与条例第10条第7項の規定により職員に前3項 に定める額を返納させる場合において、当該返納時 と事由発生月の翌月以降の費目が同一であるとき は、事由発生月の翌月以降の給与から当該額を差し 引くことができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成19年4月1日から同月16日までの間において職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成19 年鳥取県条例第40号)による改正後の職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第10条第6項の 職員たる要件を具備する職員に対する改正後の通勤手当の支給に関する規則第10条の規定の適用については、 同条第1項中「これに係る事実の生じた日から15日を経過した後」とあるのは、「平成19年5月1日以後」と する。

管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

鳥取県人事委員会規則第14号

管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第1条 管理職手当に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「削除号」という。)を削り、同 表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。)に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。) が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場 合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加え る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)に対応する次の 表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)が存在する場合には、 当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改 正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

> 改正後 改正前

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和 第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和 26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。) 第7条の2及び第18条の規定に基づき、管理職手当 に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理職手当を支給する職及び区分)

- で指定する職は、別表第1の組織欄に掲げる組織に 応じ、それぞれ同表の職欄に定める職(人事委員会 がこれに相当すると認める職を含む。以下同じ。) とする。
- 2 別表第1に掲げる職に係る管理職手当の区分は、 同表の職欄の区分に応じ、それぞれ同表の区分欄に 定める区分とする。

(支給月額)

第3条 前条第1項に規定する職を占める職員(以下|第3条 前条に規定する職を占める職員に支給する管 「管理職員」という。) に支給する管理職手当の月 額は、当該職員に適用される給料表、当該職員の属

(目的)

26年2月鳥取県条例第3号。以下「給与条例」とい う。) 第7条の2及び第18条の規定に基づき、管理 職手当に関する事項を定めることを目的とする。

(管理職手当を支給する職)

第2条 給与条例第7条の2第1項の人事委員会規則|第2条 給与条例第7条の2第1項の人事委員会規則 で指定する職は、別表左欄に掲げる組織に応じ、そ れぞれ同表中欄に掲げる職(人事委員会がこれに相 当すると認める職を含む。以下同じ。)とする。

(支給額)

理職手当の額は、当該職を占める職員の給料月額に、 別表右欄に掲げる区分に応じ、次に掲げる支給割合 する職務の級及び当該職に係る前条第2項の規定に を乗じて得た額(給与条例第4条の2に規定する短 よる区分に応じ、それぞれ別表第2の管理職手当月 額欄に定める額とする。

時間勤務職員について、その額に1円未満の端数が あるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

- <u>(1)</u> 1種 100分の25
- (2) 2種 100分の20
- (3) 3種 100分の16
- (4) 4種 100分の14
- <u>(5)</u> <u>5種</u> <u>100分の12</u>
- (6) <u>6種</u> 100分の10(義務教育諸学校等の教育 職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭 和46年12月鳥取県条例第50号)第3条の規定によ り教職調整額が支給される職員の占める職に係る 区分にあっては、100分の8)

(支給できない場合)

全日数にわたって勤務しなかった場合(給与条例第 12条の2第1号の場合、職員の勤務時間、休暇等に 関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号) 第15条の表第1号の場合及び県費負担教職員の勤務 時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委 員会規則第17号)第14条の表第1号の場合を除く。) には、当該月に係る管理職手当は支給することがで きない。

別表第1(第2条、第3条関係)

1.0(2)	(/ - ///	70 0 711	711017	
	組織		職	区分
知事の	本庁		略	
事務部			防災監	2種
局			次長(衛生環境	
			研究所、消費生	
			活センター及び	
			農業大学校の次	
			長を除く。)	
			副出納長	
			局長	
			県民室の室長	
			(人事委員会が	
			承認したものに	
			限る。)	
			自治研修所の所	
			長 (人事委員会	
			が承認したもの	
			に限る。)	
			文化観光局の副	
	知事の 事務部	組織 知事の 事務部	組織 知事の 事務部	田事の 事務部 局 院災長(衛生環境 次長(衛生環境 大研究を対し、 大学での 副局長民人のの 副局長民人のの員ものの員ものの員ものの員もののの員ものに限る。)

(支給方法)

第4条 管理職員が、月の1日から末日までの期間の 第4条 管理職員が、月の1日から末日までの期間の 全日数にわたって勤務しなかった場合(給与条例第 12条の2第1号の場合、職員の勤務時間、休暇等に 関する規則(平成6年12月鳥取県人事委員会規則第 15号)第15条の表第1号の場合及び県費負担教職員 の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年12月鳥 取県人事委員会規則第17号)第14条の表第1号の場 合を除く。)には、管理職手当を支給することがで きない。

別表(第2条、第3条関係)

	組織	職	区分
知事の	本庁	略	
事務部		防災監	2種
局		次長(衛生環境	
		研究所、消費生	
		活センター <u>、産</u>	
		業技術センター	
		及び農業大学校	
		の次長を除く。)	
		副出納長	
		局長	
		県民室の室長	
		(人事委員会が	
		承認したものに	
		限る。)	
		自治研修所の所	
		長 (人事委員会	
		が承認したもの	
		に限る。)	

会が承認したものに限る。) 衛生環境研究所 の所長(人事委員会が承認した ものに限る。) 消費生活センターの所長(人事委員会が承認したものに限る。) 市場開拓局の局 長 医 大きのに限る。) 市場開拓局の局 長 (人事委員会が承認したものに限る。) 市場開拓局の局 長 (人事委員会が承認したものに限る。) 市場開拓局の局 長(人事委員会が承認したものに限る。) 産業技術センターのセンター長 (人事委員会が承認したものに限る。) 農業大学校の校 長(人事委員会が承認したものに限る。) 農業大学校の校 長(人事委員会が承認したものに限る。) 農林総合技術研究院の院長(人事委員会が承認したものに限る。) 農林総合技術研究院の院長(人事委員会が承認したものに限る。) を要しまのに限る。) 大きのに限る。) 大きのに限る。) 大きのに限る。) 大きのに限る。) 大きのに限る。) 大きのに限る。) 大きのに限る。) 大きのを長(人事委員会が承認したものに限る。) を事監 連段事業評価室 の室長(外事委員会が派記したものに限る。) 参事監 課長(衛生環境 研究所したまのに限る。) 参事監 課長(衛生環境 研究所したまのに限る。) 参事監 課長(衛生環境 研究所したまのに限る。) 参事監 課長(衛生環境 研究所したまのに限る。) 参事監 課長(衛生環境 研究所したまのに限る。) 参事監 課長(衛生環境 研究所したまない。) 表述のに限る。) 参事監 課長(衛生環境 研究所したまない。) 表述のに限る。) 参事監 課長(衛生環境 研究所したまない。) 表述を、) 消防防災航空室 の室長	局長(人事委員	I	1 1	1	I I	1
のに限る。) 衛生環境研究所 の所長(人事委 員会が承認した ものに限る。) 消費生活センターの所長(人事 委員会が承認したものに限る。) 市場開拓局の局 長 大学校の校 長(人事委員会が 承認したものに限る。) 市場開拓局の局 長 (人事委員会が 承認したものに限る。) 農業大学校の校 長(人事を員会が 承認したものに限る。) 農業大学校の校 長(人事委員会が 承認したものに限る。) 農業大学校の校 長(人事委員会が 承認したものに限る。) 農林総合技術研 究院の院長(人事委員会が所の院長(人事委員会が所の院長(人事委員会が所の院長(人事委員会が承認したものに限る。) 農林総合技術研 究院の院長(人事委員会が承認したものに限る。) 農林総合技術研 究院の院長(人事委員会が承認したものに限る。) 参事監 建設事業評価室 の室長(人事委 員会が承認した ものに限る。) 参事監 課長(衛生環境 3種 研究所」企業装支 術センター及び 農業大学校の課長を除く。) 消防防災航空室						
衛生環境研究所 の所長(人事委員会が承認した ものに限る。) 消費生活センターの所長(承認した ものに限る。) 消費生活センターの所長(承認した ものに限る。) 消費生活センターの所長(承認したものに限る。) 市場開拓のの局 長 「本部場間 大学校の校長(承認したものに限る。) 一方場間 大学校の校長(人事を員会が不認る。) 一度(人事を員会が不認る。) 一度(人事を員会が不認る。) 一度(人事を員会が不認る。) 一度(人事を員会が不認る。) 一度(人事を員会が不認る。) 一度(人事を員会が不認る。) 一度(人事を員会が不認る。) 一度(人事を員会が不認。) 一度(人事を員会が不認。) 一度(人事を員会が不認。) 一度(人事を員会が不認。) 一度(人事を) 一のに限る。) 一定(人事を) 一に限る。) 一に関係を) 一に限る。) 一に限る。) 一に限る。) 一に関係を) 一に関係を) 一に関係を) 一に関係を) 一に限る。) 一に限る。) 一に限る。) 一に限る。) 一に関係を)						
の所長(人事委員会が承認したものに限る。) 消費生活センターの所長(人事委員会が承認したものに限る。) 消費生活センターの所長(人事委員会が承認したものに限る。) 市場開拓監(人事委員会が承認したものに限る。) 市場開拓監(人事委員会が承認したものに限る。) 市場開拓監(人事委員会が承認したものに限る。) 産業技術センターのセラー会が承認したものに限る。) 農業大学校の校長(人事委員会が承認したものに限る。) 農業大学校の校長(人認したものに限る。) 農林総院院長(承認したものに限る。) 農林総院院長(承認したものに限る。) 方政監察監理設事(人認したものに限る。) う事監理設事(人認したものに限る。) 参事監理設事(人認したものに限る。) 参事監課長(衛生環境 3種研究所及び農業大学校の課長を除く。) 消防防災航空室					衛生環境研究所	
具会が承認した ものに限る。) 消費生活センターの所長(人事 委員会が承認したものに限る。) 市場開拓監(人事 委員会が承認したものに限る。) 市場開拓監(人事 委員会が承認したものに限る。) 市場開拓監(人事 事委員会が承認したものに限る。) 産業技術センターのセラー会が 承認したものに限る。) 農業大学校の校長(人事を負会が承認したものに限る。) 農業大学校の校長(人認したものに限る。) 農業大等委員会が承認したものに限る。) 農林総合技術研究院の院長(入事委員会が承認したものに限る。) 農林総合技術研究院の院長(人事委員会が承認したものに限る。) 農林総合技術研究院の院長(人事委員会が承認したものに限る。) 参事監 建設事長(人認したものに限る。) 参事監 建設事長(入認したものに限る。) 参事監 非長(衛生環境 3種 研究所、産業技術センター及び農業大学校の課長を除く。) 消防防災航空室						
ものに限る。) 消費生活センターの所長(人事 委員会が承認したものに限る。) 市場開拓局の局 長 農業大学校の校 長(人事委員会が承認したものに限る。) 産業技術センターのセンター長 (人事委員会が承認したものに限る。) 農業大学校の校 長(人事委員会が承認したものに限る。) 農業大学校の校 長(人事委員会が承認したものに限る。) 農林総合技術研究院の院長(人事委員会が承認したものに限る。) 農林総合技術研究院の院とが承認したものに限る。) 農林総合技術研究院の院とのでに限る。) 農本のでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般					_	
消費生活センターの所長(人事委員会が承認したものに限る。) 市場開拓監(人事委員会が承認したものに限る。) 市場開拓監(人事委員会が承認したものに限る。) 産業技術センターのセンター長(人事委員会が承認したものに限る。) 農業大学校の校長(人事委員会が承認したものに限る。) 農林総合技術研究院の院長(人事委員会が承認したものに限る。) 農林総合技術研究院の院長(人事委員会が承認したものに限る。) 門政監察監建設事業評価室の室長(人事委員会が承認したものに限る。) 行政監察監建設事業評価室の室長(人事委員会が承認したものに限る。) 参事監課長(衛生環境 3種研究所及び農業大学校の課長を除く。) 消防防災航空室						
一の所長(人事委員会が承認したものに限る。) 市場開拓監(人事委員会が承認したものに限る。) 市場開拓監(人事委員会が承認したものに限る。) 産業技術センターのセンター長(人事委員会が承認したものに限る。) 農業大学校の校長(人事委員会が承認したものに限る。) 農林総合技術研究院の院長(人事委員会が承認したものに限る。) 農林総合技術研究院の院長(人事委員会が承認したものに限る。) 行政監察監建設事業評価室の室長(人事委員会が承認したものに限る。) 行政監察監建設事業評価室の室長(人事委員会が承認したものに限る。) 参事監課長(衛生環境研究所) 産業技術センター及び農業大学校の課長を除く。) 消防防災航空室	-				_	
委員会が承認したものに限る。) 市場開拓監(人事委員会が承認したものに限る。) 市場開拓監(人事委員会が承認したものに限る。) 産業技術センターのセンター長(人事委員会が承認したものに限る。) 農業大学校の校長(人事委員会が承認したものに限る。) 農林総合技術研究院の会が承認したものに限る。) 農林総合技術研究院の会が承認したものに限る。) 農政事業評価室の室長のよび承認したものに限る。) 行政監察監建設事業評価室の室長(承認したものに限る。) 参事監課長(衛生環境 研究所及び農業大学校の課長を除く。) 消防防災航空室					_	
たものに限る。) 市場開拓局の局 長 たものに限る。) 市場開拓監(人事委員会が承認 したものに限る。) 産業技術センタ 一のセンター長 (人事委員会が 承認したものに 限る。) 農業大学校の校 長(人事委員会が 承認したものに 限る。) 農林総合技術研究院の院長(人事委員会が) 農林総合技術研究院の院長(人事委員会が) 裏本とものに限る。) 農林総合技術研究院の院長(人事委員会が) 東本のに限る。) 大事を計画を関する。) 大事を計画を関する。) 大事を計画を対象を表したものに限る。) 大事を引きるが承認したものに限る。) 大事を引きるが承認したものに限る。) 大事を引きるが承認したものに限る。) 大事を引きるが承認したものに限る。) 大事を引きるが、表記したものに限る。) 大事を引きるが、表記したものに限る。) 大事を引きるが、表記したものに限る。) 大事を引きるが、表記したものに限る。) 大事を引きるが、表記したものに限る。) 大事を引きるが、表記したものに限る。) 大事を引きるが、表記したものに限る。) 大事を引きるが、表記したものに限る。) 大事を引きるが、表記したものに限る。) 大事を引きるが、表記といる。) 大事を引きるが、表記といる。 大事を引きるが、表記といる。					-	
市場開拓局の局 市場開拓監(人 事委員会が承認 したものに限 る。) 産業技術センターのセンター長 (人事委員会が承認したものに限 る。) 農業大学校の校長(人事委員会が承認したものに限 る。) 農林総合技術研究院の院長(人事委員会が承認したものに限 る。) 農林総合技術研究院の院長(人事委員会が承認したものに限 る。) 行政監察監理設事業評価室の室長(人事委員会が承認したものに限 る。) 行政監察監理設事業評価室の室長(人事委員会が承認したものに限 る。) 行政監察監理設事業評価室の室長(人事委員会が承認したものに限 る。) 参事監 課長(衛生環境 研究所、産業技 研究所、産業技 板センター及び 農業 機・大学校の課長を除く。) 消防防災航空室 消防防災航空室						
事委員会が承認	-				·	
したものに限 る。) 産業技術センタ ーのセンター長 (人事委員会が 承認したものに 限る。) 農業大学校の校 長(人事委員会 が承認したもの に限る。) 農林総合技術研 究院の院長(人 事委員会が承認したものに にる。) 農林総合技術研 究院の院長(人 事委員会が承認したものに る。) 行政監察監 建設事業評価室 の室長(人事委員会が承認した ものに限る。) 参事監 課長(衛生環境 3種 研究所及び農業 大学校の課長を 除く。) 消防防災航空室						
る。) 産業技術センターのセンター長 (人事委員会が 承認したものに限る。) 農業大学校の校長(人事委員会が承認したものに限る。) 農業大学校の校長(人事委員会が承認したものに限る。) 農林総合技術研究院の院長(人事委員会が承認したものに限る。) 農林総合技術研究院の院長(人事委員会が承認したものに限る。) る。) 行政監察監建設事業評価室の室長(人事委員会が承認したものに限る。) ま要員会が承認したものに限る。) 参事監課長(衛生環境研究所、産業技術センター及び農業大学校の課長を除く。) 消防防災航空室 消防防災航空室	<u>K</u>					
産業技術センターのセンター長 (人事委員会が 承認したものに限る。) 農業大学校の校長(人事委員会 が承認したものに限る。) 農林総合技術研究院の院長(人事委員会が承認したものに限る。) 農林総合技術研究院の院長(人事委員会が承認したものに限る。) 行政監察監建設事業評価室の室長(人事委員会が承認したものに限る。) 参事監課長(衛生環境 3種研究所及び農業大学校の課長を除く。) 消防防災航空室						
一のセンター長 (人事委員会が 承認したものに 限る。)						
(人事委員会が 承認したものに 限る。) 農業大学校の校 長(人事委員会 が承認したもの に限る。) 農林総合技術研 究院の院長(人 事委員会が承認 したものに限る。) 行政監察監 建設事業評価室 の室長(人事委 員会が承認したものに限る。) 行政監察監 建設事業評価室 の室長(人事委 員会が承認した ものに限る。) 参事監 課長(衛生環境 3種 研究所及び農業 大学校の課長を 除く。) 消防防災航空室						
承認したものに限る。) 農業大学校の校長(人事委員会が承認したものに限る。) 長(人事委員会が承認したものに限る。) 農林総合技術研究院の院長(人事委員会が承認したものに限る。) したものに限る。) る。) 行政監察監建設事業評価室の室長(人事委員会が承認したものに限る。) か事監 建設事業評価室の室長(人事委員会が承認したものに限る。) 参事監 課長(衛生環境 牙穴所及び農業大学校の課長を除く。) 除く。) 消防防災航空室						
農業大学校の校長(人事委員会が承認したものに限る。) 農業大学校の校長(人事委員会が承認したものに限る。) 農林総合技術研究院の院長(人事委員会が承認したものに限る。) 農林総合技術研究院の院長(人事委員会が承認したものに限る。) したものに限る。) 行政監察監建設事業評価室の室長(人事委員会が承認したものに限る。) の室長(人事委員会が承認したものに限る。) 参事監課長(衛生環境研究所及び農業大学校の課長を除く。) 消防防災航空室 消防防災航空室						
農業大学校の校長(人事委員会が承認したものに限る。) 農業大学校の校長(人事委員会が承認したものに限る。) 農林総合技術研究院の院長(人事委員会が承認したものに限る。) 農林総合技術研究院の院長(人事委員会が承認したものに限る。) る。) 行政監察監建設事業評価室の室長(人事委員会が承認したものに限る。) 参事監課長(衛生環境 3種研究所及び農業大学校の課長を除く。) 課長(衛生環境 研究所」産業技術センター及び農業大学校の課長を除く。) 消防防災航空室 消防防災航空室						
長(人事委員会が承認したものに限る。) 農林総合技術研究院の院長(人事委員会が承認したものに限る。) 農林総合技術研究院の院長(人事委員会が承認したものに限る。) 行政監察監建設事業評価室の室長(人事委員会が承認したものに限る。) 参事監課長(衛生環境 3種研究所及び農業大学校の課長を除く。) 消防防災航空室	典業士学校の校					
が承認したもの に限る。) 農林総合技術研 究院の院長(人 事委員会が承認 したものに限 る。) 行政監察監 建設事業評価室 の室長(人事委員会が承認した ものに限る。) 参事監 課長(衛生環境 3種 研究所及び農業 大学校の課長を 除く。) 消防防災航空室						
に限る。) 農林総合技術研究院の院長(人事委員会が承認したものに限る。) 行政監察監建設事業評価室の室長(人事委員会が承認したものに限る。) 参事監課長(衛生環境 3種研究所及び農業大学校の課長を除く。) 消防防災航空室	_				-	
農林総合技術研究院の院長(人事委員会が承認したものに限る。) したものに限る。) 行政監察監建設事業評価室の室長(人事委員会が承認したものに限る。) 建設事業評価室の室長(人事委員会が承認したものに限る。) 参事監課長(衛生環境 3種研究所及び農業大学校の課長を除く。) 課長(衛生環境 3種研究所、産業技権大学校の課長を除く。) 消防防災航空室 消防防災航空室						
究院の院長(人事委員会が承認したものに限る。) したものに限る。) 行政監察監建設事業評価室の室長(人事委員会が承認したものに限る。) 建設事業評価室の室長(人事委員会が承認したものに限る。) 場裏医(衛生環境 3種研究所及び農業大学校の課長を除く。) 課長(衛生環境 研究所、産業技					_	
事委員会が承認 したものに限る。) 行政監察監建設事業評価室の室長(人事委員会が承認したものに限る。) 建設事業評価室の室長(人事委員会が承認したものに限る。) 事監 課長(衛生環境研究所及び農業大学校の課長を除く。) 消防防災航空室 消防防災航空室						
したものに限る。) 行政監察監建設事業評価室の室長(人事委員会が承認したものに限る。) 貴会が承認したものに限る。) 参事監課長(衛生環境 3種研究所及び農業大学校の課長を除く。) 消防防災航空室					_	
る。) 行政監察監建設事業評価室の室長(人事委員会が承認したものに限る。) 貴会が承認したものに限る。) 参事監課長(衛生環境 3種研究所及び農業大学校の課長を除く。) 消防防災航空室						
 行政監察監建設事業評価室の室長(人事委員会が承認したものに限る。)参事監課長(衛生環境 3種研究所及び農業大学校の課長を除く。)消防防災航空室 行政監察監建設事業評価室の室長(人事委員会が承認したものに限る。)参事監課長(衛生環境 3種研究所人び農業大学校の課長を除く。)消防防災航空室 						
建設事業評価室 の室長(人事委員会が承認したものに限る。) 参事監 課長(衛生環境 3種研究所及び農業 大学校の課長を除く。) 消防防災航空室 選段事業評価室 の室長(人事委員会が承認したものに限る。) 参事監 課長(衛生環境 3種研究所 <u>産業技</u> がセンター及び農業大学校の課長を除く。)						
の室長(人事委 員会が承認した ものに限る。) 参事監 課長(衛生環境 3種 研究所及び農業 大学校の課長を 除く。) 消防防災航空室						
員会が承認した ものに限る。) 参事監 課長(衛生環境 3種 研究所及び農業 大学校の課長を除く。) 除く。) 消防防災航空室						
ものに限る。) 参事監 課長(衛生環境 3種 研究所及び農業 大学校の課長を除く。) 除く。) 消防防災航空室 ものに限る。) 参事監 課長(衛生環境 3種 研究所、産業技 がセンター及び 農業大学校の課 長を除く。) 消防防災航空室						
参事監 参事監 課長(衛生環境 3種 課長(衛生環境 3種 研究所及び農業 研究所、産業技 大学校の課長を除く。) 術センター及び農業大学校の課長を除く。) 消防防災航空室 消防防災航空室						
課長(衛生環境 3種 研究所及び農業 大学校の課長を 除く。) 課長(衛生環境 3種 研究所、産業技 研センター及び 農業大学校の課 長を除く。) 消防防災航空室 消防防災航空室					-	
研究所及び農業 研究所、産業技 大学校の課長を <u>術センター</u> 及び 除く。) 農業大学校の課長を除く。) 消防防災航空室 消防防災航空室	- J	0 T.E.				0.15
大学校の課長を <u>術センター</u> 及び 農業大学校の課 長を除く。) 消防防災航空室 消防防災航空室		3 種			_	3 種
除く。) 農業大学校の課 長を除く。) 消防防災航空室 消防防災航空室						
長を除く。) 消防防災航空室 消防防災航空室						
消防防災航空室 消防防災航空室	除く。)					
	N/ 72 72 /// 42					
の至長 の室長						
公益法人・団体 公益法人・団体 公益法人・団体						
指導室の室長 指導室の室長 指導室の室長						
政策法務室の室	政策法務室の室				政策法務室の室	

長	111		ı
県民室の室長		県民室の室長	
自治研修所の所		自治研修所の所	
長及び次長		長及び次長	
福利厚生室の室		福利厚生室の室	
長		長	
		指導管理室の室	
		<u>長</u>	
			
		室長	
		<u></u> 物品調達室の室	
		長	
文化観光局の副		文化観光局の副	
局長		局長	
とっとりイメー		とっとりイメー	
ジ創出室の室長		ジ創出室の室長	
地域資源振興室			
<u>の室長</u>			
衛生環境研究所		衛生環境研究所	
の所長及び次長		の所長及び次長	
消費生活センタ		消費生活センタ	
一の所長		一の所長	
市場開拓室の室		市場開拓監	
<u>長</u>			
<u>地産地消推進室</u>		産業技術センタ	
<u>の室長</u>		<u>-のセンター</u>	
		長、次長、室長	
		<u>及び所長</u>	
農業大学校の校		農業大学校の校	
長、次長及び部		長、次長及び部	
長		長	
農林総合技術研		農林総合技術研	
究員の院長		究員の院長	
和牛全共室の室		和牛全共室の室	
長		長	
		市瀬地区生活安	
		定推進室の室長	
会計管理室の室		会計管理室の室	
長		長	
出納室の室長		出納室の室長	
建設事業評価室		建設事業評価室	
の室長		の室長	
総括検査専門員		総括検査専門員	
	.種	室長(管理職手	4種
当に係る区分が		当に係る区分が	

		2種及び3種の			l	I		2種及び3種の		
		型 種及び3種の 職を占める職員						型性及び3性の 職を占める職員		
		並びに情報シス						並びに情報シス		
		エム管理室、県						並びに情報 クス テム管理室、県		
		史編さん室及び						史編さん室及び		
		衛生環境研究所						衛生環境研究所		
		の室長を除く。)						の室長を除く。)		
		民工芸振興官								
				,				民芸振興官	5種	
		略		1				略		
		所長(農業改良	1種			地方				
	機関	普及所の所長を				機関				
		除き、人事委員								
		会が承認したも								
		のに限る。)								
		所長(農業改良	2種							
		普及所の所長を								
		除く。)								
		局長(東部総合								
		事務所福祉保健								
		局、中部総合事								
		務所福祉保健局								
		及び西部総合事								
		務所福祉保健局								
		の局長並びに人								
		事委員会が承認								
		したものに限								
		る。)								
		副局長(人事委								
		員会が承認した								
		ものに限る。)								
		局長 (東部総合	3種							
		事務所福祉保健								
		局、中部総合事								
		務所福祉保健局								
		及び西部総合事								
		務所福祉保健局								
		の局長を除く。)								
		副局長								
		課長(保健衛生								
		課の課長にあっ								
		ては、人事委員								
		会が承認したも								
		のに限る。)								
		農業改良普及所								
ı ı		1	l	• !	I	I I	Ĭ	Į	ı İ	. 1

ı	の所長		l I		ı ı	ı
	鳥取環状道路建					
	設推進室の室長					
	山陰道推進室の					
	室長					
	大規模基盤整備					
	室の室長					
	大山中海観光室					
	の室長					
	大山自然歴史館					
	の館長					
	大山・弓浜農業					
	用水対策室の室					
	長					
	米子空港整備推					
	進室の室長	,				
	地域整備室の室	4種				
	長					
	税務専門員	5種				
201/10/2014	用地専門員	0 12		N/ 52 3/ 14	1. E	0.15
消防学校	校長	3種		消防学校	校長	3種
	副校長(人事委				副校長(人事委	
	員会が承認した				員会が承認した	
m/a	ものに限る。)			m. f.	ものに限る。)	
略	1			略		
名古屋事務				名古屋事務		
所	所長	3種		所	所長	3種
				総合事務所	所長(農業改良	1種
					普及所の所長を	
					除き、人事委員	
					会が承認したも	
					のに限る。)	
					所長(農業改良	2種
					普及所の所長を	
					除く。)	
					局長(東部総合	
					事務所福祉保健	
					局、中部総合事	
					務所福祉保健局	
					及び西部総合事	
					務所福祉保健局	
					の局長並びに人	
					事委員会が承認	
					したものに限 る。)	

	1 1				副局長(人事委	ı
					員会が承認した	
					ものに限る。)	
					局長(東部総合	3種
					事務所福祉保健	
					局、中部総合事	
					務所福祉保健局	
					及び西部総合事	
					務所福祉保健局	
					の局長を除く。)	
					副局長	
					課長(保健衛生	
					課の課長にあっ	
					ては、人事委員	
					会が承認したも	
					のに限る。)	
					農業改良普及所	
					の所長	
					鳥取環状道路建	
					設推進室の室長	
					大規模基盤整備	
					室の室長	
					大山中海観光室	
					の室長	
					大山自然歴史館	
					の館長	
					大山・弓浜農業	
					用水対策室の室	
					長	
					米子空港整備推	
					進室の室長	
					鳥取砂丘室の室	4種
					長	
					税務専門員	5種
					用地専門員	
				略 —	Т	
	月参 <u>所長</u>	3種		男女共同参		3種
	ター 事務局長			画センター	事務局長	
略	- 1 56			略	m.f.	
総合療育		2 12		総合療育セ	略如長(東黎如今)	2 17
ンター	部長(事務部の	3種		ンター	部長(事務部の	3種
	部長に限る。)				部長に限る。)	
	副院長(人事委				副院長	
	員会が承認した					
	ものに限る。)					

I I	ĺ		略	
		略	PH.	
		とっとり賀	館長	3種
		露かにっこ		
		館		
		略		
議会事務	局		事務局長 <u>(人事</u>	1種
			委員会が承認し	
			<u>たものに限る。)</u>	
			事務局長	2種
			次長	
			略	
教育委 教	教育	本庁	略	
員会事	員		課長	3種
務局及	事		福利室の室長	
び教育	易局		特別支援教育室	
機関			の室長	
			室長 (管理職手	4種
			当に係る区分が	
			3種の職を占め	
			る職員及び育英	
			奨学室の室長を	
			除き、歴史遺産	
			室の室長にあっ	
			ては、人事委員	
			会が承認したも	
			のに限る。)	C 1=
			指導主査	6種
			社会教育主査	
			義務教育主査	
			高等教育主査	
		四久	文化財主査	
支	效育	略 ———— 略		
			略	
	火 (大)	四日中	館長	3種
			副館長	ン作室
		博物館	略	
		ロゴングロ	副館長	3種
			出りなけび	ンイ里

略					略	
				略		
館長	3種			とっとり賀	館長	3種
				露かにっこ		
				館		
				姫路鳥取線	所長	3種
				用地事務所		
1				略		
事務局長 <u>(人事</u>	1種	議会事	務局	•	事務局長	1種
<u>委員会が承認し</u>						
たものに限る。)						
事務局長	2種					2種
次長					次長	
略					略	
略		教育委	教育	本庁	略	
課長	3種	員会事	委員		課長	3 種
福利室の室長		務局及	会事		福利室の室長	
<u>持別支援教育室</u>		び教育	務局		<u>障害児教育室</u> の	
の室長		機関			室長	
					全国スポーツ・	
					レクリエーショ	
					ン祭推進室の室	
					<u>長</u>	
室長(管理職手	4種				室長 (管理職手	4種
当に係る区分が					当に係る区分が	
3種の職を占め					3種の職を占め	
る職員及び育英					る職員及び育英	
奨学室の室長を					奨学室の室長を	
除き、 <u>歴史遺産</u>					除き、 <u>遺跡調査</u>	
<u>室</u> の室長にあっ					<u>整備室</u> の室長に	
ては、人事委員					あっては、人事	
会が承認したも					委員会が承認し	
のに限る。)					たものに限る。)	
指導主査	6種				指導主査	5 種
社会教育主査					社会教育主査	
義務教育主査					義務教育主査	
高等教育主査					高等教育主査	
文化財主査					文化財主査	
				略		
			教育	略		
略			機関	図書館	略	
館長	3種				館長	3 種
副館長					<u>次長</u>	
 略				博物館	 略	
副館長	3種				副館長	3種

	課長	1
スポーツセ	所長(人事委員	2種
ンター	会が承認したも	
	のに限る。)	
	所長	3種
略		
埋蔵文化財	略	
センター	発掘事業室の室	4種
	長 (人事委員会	
	が承認したもの	
	に限る。)	
 高等学校	鳥取東高等学	3種
	校、鳥取西高等	
	学校、鳥取商業	
	高等学校、八頭	
	高等学校、倉吉	
	東高等学校、倉	
	吉農業高等学	
	校、米子東高等	
	学校及び米子西	
	高等学校(以下	
	「鳥取東高等学	
	校等」という。)	
	の校長	
	校長(鳥取東高	4種
	等学校等の校長	
	を除く。)	
	略	
		5種
	教頭 (人事委員	
	会が承認したも	
	のに限る。)	
	教頭	7種
	舎監長である教	8種
	頭	
	事務長(鳥取東	3種
	高等学校等の事	
	務長のうち、人	
	事委員会が承認	
	したものに限	
	る。)	

略埋蔵タープックマックマックマック大ターマック大ター大クマック<	課長 略 揺しい 所会のに長くがに限している。 (承限して) 事しい の長 (承限を) 事したのに長くずに限る。) 事したのに限る。)	2種 3種 4 種
		
	<u>校長</u>	5種
	教頭(人事委員	
	会が承認したも	
	のに限る。)	
	教頭	6種
	舎監長である教	
	頭	
	事務長(鳥取東	3種
	高等学校、鳥取	
	西高等学校、鳥	
	取商業高等学	
	校、鳥取工業高	
	等学校、鳥取湖	

	1	ı	声数目/ 東チ	/ 1 =		1	1	Ī	ᆙᅼᇹᄷᄽᅷᇎᅠᆔ	
			事務長(人事委						陵高等学校、八	
			員会が承認した						頭高等学校、倉	
			ものに限る。)						吉東高等学校、	
									倉吉西高等学	
									校、倉吉農業高	
									等学校、米子東	
									高等学校、米子	
									西高等学校、米	
									子工業高等学	
									校、境高等学校	
									及び境港総合技	
									術高等学校の事	
									務長に限る。)	
		特別支援学	略					<u>盲学校</u>	略	
		<u>校</u>	教頭	7種				^{3う} 聾学校	教頭	6種
			部主事である教	8種				養護学校	部主事である教	
			諭						諭	
			事務長(人事委	3 種又						
			員会が承認した	は4種						
			ものに限る。)							
市町村	中学	 校	略	I	1	市町村	中学	 校	略	
立学校	小学	校	教頭	7種		立学校	小学	校	教頭	6種
	特別	 支援学校	略				養護	 学校	略	
			教頭	7種					教頭	6種
			部主事である教						部主事である教	
			諭						諭	
略	l .			I.						
労働委員会事務局		略			労働委	員会事	幕務局	略		
		事務局次長	3種					事務局次長	3種	
共通		参事(人事委員	3種							
		会が承認したも								
		のに限る。)								
			参事	4種						
			ンナ	一工工工						

第2条 管理職手当に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2(第3条関係)

	4 △±1 =	職務の級	区分	管理職手当月額		
	給料表			再任用職員以外の職員	再任用職員	
		9級	1種	130,300円	112,900円	
		8 級	2種	94,000円	79,800円	
			2種	88,500円	72,900円	
 行 政 職 給 料 表	7級	3種	70,800円	58,300円		
	1		4種	62,000円	51,000円	

		3種	66,500円	51,400円	
	6級	4種	58,200円	45,000円	
		5種	49,900円	38,500円	
	9級	2種	95,700円	83,800円	
	8級	2種	90,900円	77,300円	
公安職給料表		3種	72,700円	61,800円	
	7 /17	3種	71,500円	56,000円	
	7 級	4種	62,600円	49,000円	
		3種	72,800円	68,000円	
	4 級	4種	63,700円	59,500円	
		5種	54,600円	51,100円	
		3種	70,600円	55,300円	
教育職給料表(1)		4種	61,700円	48,400円	
	3 級	5種	52,900円	41,500円	
		6種	52,000円	40,600円	
		7種	44,100円	34,600円	
	2 級	8種	33,700円	22,400円	
		3種	70,100円	66,300円	
	4 級	4種	61,400円	58,000円	
		5種	52,600円	49,800円	
】 教育職給料表(2)		3種	68,400円	54,200円	
教育戦励が行 な(2)	3 級	4種	59,900円	47,400円	
		5種	51,300円	40,700円	
		6種	50,400円	39,800円	
		7種	42,800円	33,900円	
	5級4級	1種	129,300円	98,300円	
		2種	103,400円	78,700円	
研究職給料表		2種	89,600円	66,600円	
		3種	71,700円	53,300円	
		4種	62,700円	46,600円	
	4 級 1)	1種	137,700円	115,900円	
		2種	110,100円	92,700円	
医療職給料表(1)		3種	88,100円	74,200円	
	3 級	2種	102,800円	78,100円	
	- 1110	3種	82,200円	62,500円	
	7級	2種	87,600円	74,600円	
 医療職給料表(2) 		3種	70,100円	59,700円	
		3種	66,500円	52,700円	
	- 117	4種	58,200円	46,100円	
	7級	2種	88,300円	75,800円	
	/ NX	3種	70,700円	60,700円	
医療職給料表(3)		3種	69,300円	53,200円	
供土	6級	4種	60,700円	46,600円	
		5 種	52,000円	39,900円	

備考

- 「再任用職員」とは、給与条例第4条第11項に規定する再任用職員をいう。
- 2 再任用職員のうち、給与条例第1条の2に規定する短時間勤務職員にあっては、この表に掲げる額に 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。) 第2条第2項若しくは第3項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条 例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。) 第2条第2項若しくは第3項の規定により 定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端 数を切り捨てた額)を管理職手当の月額とする。

(人事委員会の事務局長に対する事務委任規則の一部改正)

第3条 人事委員会の事務局長に対する事務委任規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第19号)の一部を次のよ うに改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改正前
(委任)	(委任)
第2条 人事委員会は、次に掲げる事項を除き、その	第2条 人事委員会は、次に掲げる事項を除き、その
権限に属する事務を事務局長に委任する。	権限に属する事務を事務局長に委任する。
(1)~(31) 略	(1)~(31) 略
(32) 管理職手当に関する規則(昭和33年鳥取県人	(32) 管理職手当に関する規則(昭和33年鳥取県人
事委員会規則第22号) <u>第2条第1項</u> の規定による	事委員会規則第22号) <u>第2条</u> の規定による承認を
承認をすること。	すること。
(33)~(38) 略	(33)~(38) 略

(管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第4条 管理職員特別勤務手当の支給に関する規則(平成3年鳥取県人事委員会規則第26号)の一部を次のよう

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該 改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削 り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後 改正前

(給与条例第16条の3第1項の職員)

で定める職員は、管理職手当に関する規則(昭和33 年鳥取県人事委員会規則第22号。以下「管理職手当 規則」という。) 別表第1の組織欄に掲げる組織に 応じ、それぞれ同表の職欄に掲げる職(管理職手当 規則第2条第1項の規定により人事委員会がこれに 相当すると認める職を含む。)を占める職員とする。

(給与条例第16条の3第1項の職員)

第2条 給与条例第16条の3第1項の人事委員会規則第2条 給与条例第16条の3第1項の人事委員会規則 で定める職員は、管理職手当に関する規則(昭和33 年10月鳥取県人事委員会規則第22号。以下「管理職 手当規則」という。) 別表左欄に掲げる組織に応じ、 それぞれ同表中欄に掲げる職(管理職手当規則第2 条の規定により人事委員会がこれに相当すると認め る職を含む。)を占める職員とする。

(管理職員特別勤務手当の額等)

- で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、 それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 次 に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当規 則別表第1の区分欄に掲げる区分に応じ、それぞ れに定める額

ア~ウ 略

- エ 4種(教育職給料表(1)及び教育職給料表 (2)の適用を受ける職員の職に限る。<u>) 5種</u> (教育職給料表(1)、教育職給料表(2)及び医 療職給料表(3)の適用を受ける職員の職に限 る。) 及び6種 6,000円
- オ 7種及び8種 4,000円
- (2)及び(3) 略

2 略

|(管理職員特別勤務手当の額等)

- 第3条 給与条例第16条の3第2項の人事委員会規則|第3条 給与条例第16条の3第2項の人事委員会規則 で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、 当該各号に定める額とする。
 - (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 次 に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当規 則別表右欄に掲げる区分に応じ、それぞれに定め る額

ア~ウ 略

エ 4種(教育職給料表(1)及び教育職給料表 (2)の適用を受ける職員の職に限る。)及び5 種(教育職給料表(1)、教育職給料表(2)及び 医療職給料表(3)の適用を受ける職員の職に限

る。) 6,000円

オ 6種 4,000円

(2)及び(3) 略

2 略

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。